

## 令和元年由仁町議会第3回臨時会 第1号

令和元年5月9日（木）

### ○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 1号 議長選挙について

### ○追加日程

- 1 会期の決定
- 2 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
- 3 選挙第 2号 副議長選挙について
- 4 議席の指定について
- 5 常任委員会委員の選任について
- 6 議会運営委員会委員の選任について
- 7 選挙第 3号 南空知消防組合議会議員の選挙について
- 8 選挙第 4号 南空知公衆衛生組合議会議員の互選について
- 9 選挙第 5号 南空知葬斎組合議会議員の選挙について
- 10 選挙第 6号 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙について
- 11 選挙第 7号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 12 選挙第 8号 石狩東部広域水道企業団議会議員の選挙について
- 13 選挙第 9号 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙について
- 14 議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
- 15 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（平成30年度由仁町一般会計補正予算について）
- 16 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 17 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）
- 18 議案第 1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第 2号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について
- 20 議案第 3号 監査委員の選任について
- 21 議会運営委員会の閉会中の審査について
- 22 議長の産業厚生常任委員会委員の辞任について
- 23 産業厚生常任委員会委員の補欠選任について

○出席議員（10名）

議長 10番 熊 林 和 男 君  
1番 大 畠 敏 弘 君  
3番 早 坂 寿 博 君  
5番 浮 田 孝 雄 君  
7番 大 竹 登 君

副議長 9番 後 藤 篤 人 君  
2番 加 藤 重 夫 君  
4番 羽 賀 直 文 君  
6番 平 中 利 昌 君  
8番 佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利
教	育	長	田	中	宣
総	務	課	長	中	島
地	域	活	性	課	長
住	民	課	長	山	影
産	業	振	興	課	長
保	健	福	祉	課	長
建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	川
町	立	診	療	所	事
町	立	診	療	所	專
教	育	課	長	泉	陵
農	業	委	員	会	事
					務
					局
					長

○出席事務局職員

局	長	菊	地	和	夫	君
主	査	山	口	明	久	君
主	事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

○事務局長（菊地和夫君） 議会事務局長の菊地です。どうぞよろしくお願ひいたします。本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員のうち年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員のうち、大竹議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

大竹議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（大竹 登君） ただいま紹介されました大竹でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◎自己紹介

○臨時議長（大竹 登君） お諮りいたします。

初議会でありますので、慣例により住所、職業、氏名程度の簡単な自己紹介をすることにいたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（大竹 登君） ご異議なしと認めます。

それでは、年長議員の順に自己紹介をお願いいたします。

2番、佐藤議員からお願いします。

○2番（佐藤英司君） おはようございます。5区の佐藤英司でございます。会社員をやっております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（大竹 登君） 3番、浮田議員、お願いします。

○3番（浮田孝雄君） おはようございます。由仁本町、駅前で自営業をやっております浮田と申します。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（大竹 登君） 4番、熊林君

○4番（熊林和男君） おはようございます。東三川で農業をやっております熊林です。どうかよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（大竹 登君） 5番、後藤君

○5番（後藤篤人君） おはようございます。東栄で建設業を営んでおります後藤です。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（大竹 登君） 6番、大畠君

○6番（大畠敏弘君） 西三川の大畠でございます。農業をやっております。よろしくお

願いを申し上げます。

○臨時議長（大竹 登君） 7番、平中君

○7番（平中利昌君） 三川市街で自営業をしております平中利昌です。よろしく願  
いします。

○臨時議長（大竹 登君） 8番、早坂君

○8番（早坂寿博君） おはようございます。岩内で農業をしております早坂寿博です。  
どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（大竹 登君） 9番、加藤君

○9番（加藤重夫君） おはようございます。三川錦町で小売業をしております加藤と申  
します。よろしく願います。

○臨時議長（大竹 登君） 10番、羽賀君

○10番（羽賀直文君） おはようございます。本三川で農業を営んでおります羽賀です。  
よろしく願いいたします。

○臨時議長（大竹 登君） 最後に、1番、大竹でございます。本町2区で団体役員をし  
ております。どうぞよろしく願います。

以上で議員の自己紹介が終わりました。

次に、理事者及び管理職員の自己紹介をお願いいたします。

○町長（松村 諭君） おはようございます。町長の松村諭でございます。どうぞよろし  
く願いをいたします。

○副町長（田中利行君） おはようございます。副町長の田中利行でございます。どうぞ  
よろしく願いいたします。

○教育長（田中宣行君） おはようございます。教育委員会教育長の田中宣行でございま  
す。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（中島 哲君） 総務課長、中島哲でございます。よろしく願いいたします。

○地域活性課長（河合高弘君） 地域活性課長、河合でございます。よろしく願いま  
す。

○産業振興課長（納口浩昭君） 産業振興課長、納口浩昭でございます。どうぞよろしく  
願いいたします。

- 建設水道課長（岩花 司君） 建設水道課長、岩花司です。どうぞよろしくお願ひします。
- 保健福祉課長（中道康彦君） 保健福祉課長、中道です。どうぞよろしくお願ひします。
- 住民課長（山影寿幸君） 住民課長の山影寿幸です。よろしくお願ひいたします。
- 教育課長（泉 陵平君） 教育課長、泉陵平でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 診療所事務長（安達 智君） 町立診療所事務長、安達智です。よろしくお願ひします。
- 診療所専門官（今澤輝隆君） 町立診療所専門官の今澤輝隆です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 会計管理者（川原田直人君） 会計管理者兼出納室長の川原田直人です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 農業委員会事務局長（野島 健君） 農業委員会事務局長、野島健です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（大竹 登君） 以上で自己紹介を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時39分

- 臨時議長（大竹 登君） 休憩を閉じ、本日の会議を開きます。

◎開会の宣告

- 臨時議長（大竹 登君） ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまから令和元年由仁町議会第3回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 臨時議長（大竹 登君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長（大竹 登君） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

- 臨時議長（大竹 登君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、臨時議長において、佐藤君、浮田君を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

- 臨時議長（大竹 登君） 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。  
選挙の方法は、地方自治法第118条及び会議規則等運用例第35条の規定によって、投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

- 臨時議長（大竹 登君） 投票箱の配置が終わりましたので、投票に入ります。  
ただいまの出席議員は10人です。  
次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に平中君、早坂君を指名いたします。  
投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

- 臨時議長（大竹 登君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 臨時議長（大竹 登君） 配付漏れはなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

- 臨時議長（大竹 登君） 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。  
投票は、単記無記名です。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。他事を記載しますと無効投票になります。

す。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で記載をし、投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長（大竹 登君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（大竹 登君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

平中君、早坂君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（大竹 登君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票です。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票10票、無効投票ゼロであります。

有効投票のうち、熊林君10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、熊林君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（大竹 登君） ただいま議長に当選されました熊林君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の報告をいたします。

議長に当選されました熊林君から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（熊林和男君） ただいま議長に指名をいただきました熊林和男でございます。議員各位に申し上げます。今後議員活動は町民を主体に考えて活動していただきたいと思っております。また、財政が厳しい折ですので、行政と対峙しますけれども、しっかりスクラムを組んで議員活動を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

議長就任に当たりまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。



○臨時議長（大竹 登君） 以上で臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

熊林議長、議長席にお着きください。

（議長交代）

○議長（熊林和男君） 議長に就任しました熊林でございます。よろしく願いをいたします。

これから追加議事日程を配布いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時59分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎追加日程第1 会期の決定

○議長（熊林和男君） 追加日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎追加日程第2 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 追加日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成31年度3月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

◎追加日程第3 選挙第2号

○議長（熊林和男君） 追加日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条及び会議規則等運用例第35条の規定によって、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(熊林和男君) ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に加藤君、羽賀君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(熊林和男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(熊林和男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。他事を記載しますと無効投票になります。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で記載をし、投票願います。

点呼を命じます。

(投票)

○議長(熊林和男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

加藤君、羽賀君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（熊林和男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票です。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、後藤君8票、加藤君2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、後藤君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（熊林和男君） ただいま副議長に当選されました後藤君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました後藤君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（後藤篤人君） ただいまの選挙におきまして副議長に当選いたしました後藤篤人といいます。熊林議長のもとで議会の円滑な運営のために一生懸命仕事をしたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

◎追加日程第4 議席の指定について

○議長（熊林和男君） 追加日程第4、議席の指定を行います。

現在ご着席の議席は仮議席です。

会議規則第4条第1項の規定によって、議席は議長が定めることになっておりますが、会議規則等運用例第9条の規定によって、一般選挙後初議会で議長が指定することになっております。この場合、副議長席を9番、議長席を10番に充てることになっておりますので、1番から8番までをくじにより議席を決めることにいたします。休憩中に仮議席の順にくじを引いていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時17分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

議席を会議規則第4条第1項の規定によって指定いたします。

議席番号と議員氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地和夫君） それでは、議席番号、氏名を申し上げます。

1番、大畠敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議員、4番 羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員、10番、熊林和男議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、休憩中にそれぞれ指定の議席にご着席願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎町長挨拶

○議長（熊林和男君） 初議会に当たり町長からあいさつの申し出がありますので、会議規則等運用例第22条の規定によって町長の発言を認めます。

○町長（松村 諭君） 平成最後の統一地方選挙による改選後初めての議会であります。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

私ども行政と議会は、よく車のタイヤに例えられます。それは、私が前輪で議会が後輪、またその反対に議会が前輪で私が後輪というのではなく、町民の幸せのために進むべき方向を同じくする両輪でなければならないと考えております。新しい時代、令和の扉があきました。しかしながら、由仁町においてはまだまだ平成の大きなツケが足を引っ張り続けますが、私どもと議会は時に連携し、時に牽制し、議会においてはチェック機能をフルに発揮していただき、扉の向こうに広がる由仁町の輝く未来に向けて大きな責任を果たしていかなければならないと考えております。どうかこれからの4年間、議員各位のこれまで以上のご理解とご協力を改めてお願いを申し上げます。初議会に当たりまして私のご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（熊林和男君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、常任委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することになっておりますので、議長、副議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長、副議長において委員会構成をすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

各常任委員会委員の選任については、総務文教常任委員に佐藤君、後藤君、平中君、加藤君、羽賀君、産業厚生常任委員会委員に大竹君、浮田君、大畠君、早坂君、熊林。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○副議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○副議長（後藤篤人君） ただいま議長から、産業厚生常任委員会委員を辞任したい旨の

申し出がありました。

お諮りいたします。議長の産業厚生常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第22として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の産業厚生常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第22として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第22 議長の産業厚生常任委員会委員の辞任について

○副議長(後藤篤人君) 追加日程第22、議長の産業厚生常任委員会委員の辞任の件を議題といたします。

産業厚生常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でないし、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、産業厚生常任委員会委員を辞任したいとするものです。辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長の産業厚生常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。ただいま欠員となりました産業厚生常任委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、追加日程第23として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、追加日程第23として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第23 産業厚生常任委員会委員の補欠選任について

○議長(熊林和男君) 追加日程第23、環境厚生常任委員会委員の補欠選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。委員の補欠選任については、委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長において委員を指名することに決定をいたしました。

産業厚生常任委員に後藤君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、産業厚生常任委員会委員に後藤君を補欠選任することに決定をいたしました。

これから休憩をいたしますので、休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時11分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に羽賀君、副委員長に加藤君、産業厚生常任委員会委員長に大竹君、副委員長に大島君、以上のとおり互選されました旨を報告いたします。

◎追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（熊林和男君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、議会運営委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっておりますので、議長、副議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長、副議長において委員会構成をすることに決定をいたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会委員の選任については、大島君、後藤君、大竹君、早坂君、羽賀君、以上の5名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

これから休憩をいたしますので、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に早坂君、副委員長に大島君、以上のとおり互選された旨を報告いたします。

暫時休憩いたします。



休憩 午前 11時25分

再開 午後 1時16分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎追加日程第7 選挙第3号

○議長（熊林和男君） 追加日程第7、選挙第3号 南空知消防組合議会議員の選挙を行います。

南空知消防組規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は12名です。関係の議会において議員のうちから選挙した者3名を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定をいたしました。

南空知消防組合議員に佐藤君、浮田君、早坂君の3名を指名いたします。

お諮りいたします。以上3名を南空知消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人を南空知消防組合議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第8 選挙第4号

○議長（熊林和男君） 追加日程第8、選挙第4号 南空知公衆衛生組合議会議員の互選を行います。

南空知公衆衛生組合同規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は9人で、関係の議会において議員のうちから互選した者3人を組合議会議員とすることになっております。

お諮りいたします。互選の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 異議なしと認めます。

したがって、互選の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定をいたしました。

南空知公衆衛生組合同議会議員に後藤君、加藤君、羽賀君の3人を指名いたします。

お諮りいたします。以上3人を南空知公衆衛生組合同議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人を南空知公衆衛生組合同議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

#### ◎追加日程第9 選挙第5号

○議長(熊林和男君) 追加日程第9、選挙第5号 南空知葬斎組合同議会議員の選挙を行います。

南空知葬斎組合同規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は12人で、関係の議会において議員のうちから選挙した者3人を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定をいたしました。

南空知葬斎組合議会議員に大竹君、大島君、平中君の3人を指名いたします。

お諮りいたします。以上3人を南空知葬斎組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人を南空知葬斎組合議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

#### ◎追加日程第10 選挙第6号

○議長(熊林和男君) 追加日程第10、選挙第6号 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

南空知ふるさと市町村圏組合同規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は9人で、関係の議会において議員のうちから選挙した者1人を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ただいま上程しております南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の指名推選に当たりましては、当町から1名でございます。先例により、議会を代表する議長にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議長、熊林を南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長、熊林を南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第11 選挙第7号

○議長(熊林和男君) 追加日程第11、選挙第7号 空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

空知教育センター組規約第6条第1項の規定によって、組合議員定数は24人で、組合市町の長または議会議員のうちから選出された者1名を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に羽賀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました羽賀君を空知教育センター組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました羽賀君を空知教育センター組合議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第12 選挙第8号

○議長（熊林和男君） 追加日程第12、選挙第8号 石狩東部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

石狩東部広域水道企業団規約第6条第2項の規定によって、企業団議員定数は13人で、構成団体の議会において議員のうちから選挙した者1人を企業団議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ただいま上程しております指名推選に当たりましては、当町から1名でございます。先例により、議会を代表する議長にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議長、熊林を石狩東部広域水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長、熊林を石狩東部広域水道企業団議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第13 選挙第9号

○議長（熊林和男君） 追加日程第13、選挙第9号 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙を行います。

道央廃棄物処理組規約第5条及び第6条第1項の規定によって、組合議員定数は13人で、関係の議会において議員のうちから選挙した者2名を議会議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定をいたしました。

道央廃棄物処理組合議会議員に大竹君、熊林の2人を指名いたします。

お諮りいたします。以上2人を道央廃棄物処理組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました2名を道央廃棄物処理組合議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第14 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 追加日程第14、会議案第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（菊地和夫君） 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、議会広報特別委員会を設置する。

令和元年5月9日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、

大竹登。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本会議案につきましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり設置されました。

ただいまの議会広報特別委員会の設置議決によって、これから引き続き議会広報特別委員会委員の指名を行います。

委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第66条第1項の規定によって、委員の選任に当たっては所属する常任委員会などの配分を調整し、会議に諮って議長が指名することになっておりますので、議長、副議長において委員会構成することについて一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長、副議長において委員会構成をすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、平中君、浮田君、大島君、早坂君、加藤君、以上の5名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 個人的にはこの8年ずっと広報をやらせてもらっております。それで、若い人方がたくさんおりますので、できれば若い人のほうに私の席を譲りたい。

以上です。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時36分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま議長と副議長で相談した結果、浮田議員の意思を尊重しまして、かわって羽賀議員をお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これから休憩をいたしますので、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に加藤君、副委員長に大島君です。以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分



○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎追加日程第15 承認第1号

○議長（熊林和男君） 追加日程第15、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成30年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、平成30年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及びふるさと寄附金など歳入の確定に伴うものであります。

歳入が確定したことによりまして、歳出は基金積立金の増額や起債等に係る財源を補正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成30年度由仁町一般会計補正予算

について)は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

◎追加日程第16 承認第2号

○議長(熊林和男君) 追加日程第16、承認第2号 専決処分した事件の承認について(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 承認第2号、由仁町税条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等の平成31年4月1日施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君) 承認第2号 専決処分した事件の承認について。

平成31年3月29日付で専決処分いたしました由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成31年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律の施行などに伴い、軽自動車におけるエコカー減税の税率割合の見直しや住宅ローン控除の拡充のほか、条項を整理するものです。

承認第2号資料1、由仁町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。右が改正前、左が改正後となっております。なお、2号資料2の由仁町税条例の一部改正の主な内容の右欄の内容欄とあわせてご確認をお願いいたします。

それでは、資料1の1ページをごらんください。附則第7条の3は、個人の住民税の住宅借入れ等特別税額控除規定で、地方税法改正に伴い、第1項で改正後欄のとおり適用期間を延長するもの、それから地方税法附則条項を整理するものでございます。

第2項では、特別税額控除の適用要件2件を削りまして、改正前欄の第3項を改正後欄のとおり第2項に繰り上げまして、文言等の整理をするものでございます。

2ページをお開きください。第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、第5項から3ページの第10項ま

で、地方税法施行令の改正に伴いまして条項を整理するものでございます。

3ページをごらんください。附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定で、平成28年の地方税法改正によりまして、第2項で平成28年度から適用されているエコカー減税について改正後欄のとおり「、当分の間」を加えまして、期間を延長するものでございます。

第16条は、軽自動車税の種別割の特例の規定で、地方税法附則の改正に伴いまして、第1項で改正後欄のとおり、平成18年度中に初回登録した軽自動車税につきまして平成31年度の重課税として適用できるよう規定を整備するものでございます。

改正前欄の第2項から5ページの第4項につきましては、平成28年度中に初回登録をしたエコカーの平成29年度に対する軽減規定でございますけれども、第1項の改正により、削除するものです。

改正前欄の第5項から6ページの第7項につきましては、平成29年度以降に初回登録した軽自動車に対する軽減規定ですけれども、改正後欄のとおり、項を繰り上げまして、条項の整理をするとともに、各年度ごとに初回登録した軽自動車税の平成31年度の課税として新たに表を加えて、表に基づいて規定をするものでございます。

7ページをお開きください。附則第16条の2は、軽自動車税の課税の特例の規定で、これは今申し上げました項の整理に伴うものでございます。

附則のほうに移りまして、第1条は施行期日で、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2条の町民税に関する経過措置、第3条の固定資産税に関する経過措置、第4条の軽自動車税に関する経過措置につきましては、それぞれ31年度以後の年度分について適用しようとするもので、平成30年度までの分につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の

制定について)は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

◎追加日程第17 承認第3号

○議長(熊林和男君) 追加日程第17、承認第3号 専決処分した事件の承認について(由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 承認第3号、由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 承認第3号 専決処分した事件の承認について。

平成31年3月29日付で専決処分いたしました由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育あるいは放課後児童クラブと言われるものでありますが、この事業に従事する者及びその人数については、児童福祉法において厚生労働省令で定める基準に従い、条例で定めるものとされており、このたび当該基準におきまして職員に関する規定が改正されましたことから、本条例の関係規定を改正したところであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、承認第3号資料をごらん願います。右側が改正前、左側は改正後であります。第10条第3項は、放課後児童支援員に関する規定で、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了しなければならないものと定めた規定であります。この研修実施の事務、権限につきまして本年度から指定都市においても実

施できることとされたことを受け、今般厚生労働省令が改正されましたことから、第10条第3項の条文中、都道府県知事の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

#### ◎追加日程第18 議案第1号

○議長（熊林和男君） 追加日程第18、議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成31年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律の施行などに伴い、ふるさと納税寄附金を個人住民税の控除対象とするよう、規定を整備するものでございます。

議案第1号資料1、由仁町税条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右が現行、左が改正案です。なお、1号資料2の由仁町税条例の一部改正の主な内容の右側欄、内容欄とあわせてごらんください。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。現行欄、第33条の6は、寄附金税額控除の規定で、地方税法の改正によりまして今回条項と控除対象の名称を改正案のとおり変更するものでございます。

続いて、下段の附則の第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定で、第33条の6の改正に合わせて条項と文言を整理するものでございます。

2ページをごらんください。第9条は、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定で、第1項から第3項まで、地方税法に規定する寄附金と寄附金を受ける団体の名称を改正案欄のとおり改めるもの、それから文言を整理するものでございます。

第9条の2は、寄附金の支出により申告特例通知が送付された場合の控除の規定になります。こちらは、文言の整理のほか、申告特例通知が送付された場合の控除額の適用とするよう、規定を整備するものでございます。

3ページをお開きください。附則の第1条は、施行期日で、この条例は、令和元年6月1日から施行しようとするものでございます。

第2条の経過措置の規定で、1項は改正後の由仁町税条例（以下「新条例」という。）第33条の6並びに附則第7条の4及び第9条の2は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものです。

2項は、新条例第33条の6第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左に掲げる新条例の規定中、表の中欄に掲げる字句については、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものでございます。

第3項は、新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

◎追加日程第19 議案第2号

○議長（熊林和男君） 追加日程第19、議案第2号 令和元年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では囑託職員がスクールバス運転業務に従事することが困難となったことによる業務委託の追加、歳入ではこの財源として財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和元年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

◎追加日程第20 議案第3号

○議長（熊林和男君） 追加日程第20、議案第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

加藤議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（2番 加藤重夫君 退場）

○議長（熊林和男君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会議員の中から選任する監査委員として、豊富な経験と人格高潔で行財政運営に関しすぐれた識見を有しております加藤重夫氏を選任いたしたく、提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。



○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

会議規則等運用例第48条の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第3号 監査委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

（2番 加藤重夫君 入場）

◎追加日程第21 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 追加日程第21、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和元年由仁町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午後 2時33分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

臨時議長 大 竹 登

議長 熊 林 和 男

副議長 後 藤 篤 人

8 番議員 佐 藤 英 司

5 番議員 浮 田 孝 雄